

広島県報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第二十八号

#### 広島県報発行規則の一部を改正する規則

広島県報発行規則（昭和三十六年広島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登載事項) 第二条 (略) 一―五 (略) 六 土地造成事業の管理規程、公営企業の管理規程、病院事業の管理規程その他の事項で公表を要するもの 七―九 (略)</p>	<p>(登載事項) 第一条 (略) 一―五 (略) 六 公営企業の管理規程、病院事業の管理規程その他の事項で公表を要するもの 七―九 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。